

【資料】

沖縄県立沖縄水産高等学校  
PTA会則・PTA細則



# 沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A 細則

## (目的)

第1条 この細則は、本会会則第25条に基づき運営に関する必要な事項を定めることによって迅速かつ、円滑なPTA活動に資することを目的とする。

## (役員会)

第2条 会長は、本会目的達成のため、役員会を招集することが出来る。

2 役員会は次の者で構成する。

(1) PTA会則第12条の役員のうち、監事を除く役員。

## (弔慰金)

第3条 会員(職員の配偶者も含む)及び生徒死亡の際は、3,000円の香典料を支出する。

2 その他弔慰に際し、必要な費用については、役員会の承認を受けて支出する。

## (見舞金)

第4条 会員がはなはだしい災難にあったときは、役員会の承認を受けて、5,000円の見舞金を支出する。

## (役員手当)

第5条 本会は、会長、副会長に対し年度末に1回、監査に対し前期・後期監査実施日に、次のとおり役員手当を支給するものとする。

- (1) 会長 15,000円
- (2) 副会長 10,000円
- (3) 監査 3,000円/回

## (表彰状)

第6条 本会活動に献身的な諸活動をされた会員で、次の条件を満たす者を運営委員会の承認を得て、総会において表彰する。

(1) 会長を1期以上、副会長を2期以上、職責を果たした者。  
(2) 沖縄県高等学校PTA連合会の役員を通算2年以上経験した者。  
(3) PTA会員として模範となる功績のあった者。

2 表彰状以外に、記念品を贈呈することができる。

## (感謝状)

第7条 本会活動、その他の活動に献身的な功績のある会員並びに下記の事項に該当する者に、運営委員会の承認を得て、総会において表彰する。

(1) 副会長を1期、各種委員長を2期以上職責を果たした者。  
(2) 物心両面の援助者、多額寄付者、その他の功績があつた者。

2 感謝状以外に、記念品を贈呈することができる。

(事務職の任命)

第8条 本会会則14条(3)に基づき事務職雇用に関し、次のとおり定める。

- (1) 勤務日 月曜日～金曜日
- (2) 休日 土曜日、日曜日、祝日、祭日、年末年始、他学校に準ずる
- (3) 勤務時間 10時～16時（5時間/日）
- (4) 給与 85,000円/月
- (5) 交通費 5,000円/月

2 雇用に際し、契約書を2通作成し、双方で保管する。

3 契約期間は単年度とし、双方合意の上で再雇用を阻まない。

(委任)

第9条 本会会則及び本細則に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

附則

- 1 本細則は、平成10年5月16日より実施する。
- 2 平成12年5月20日一部改正
- 3 平成13年5月20日一部改正
- 4 平成21年5月17日一部改正
- 5 平成26年5月18日一部改正
- 6 平成29年5月 6日一部改正

# 沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A 旅費細則

第1条 この細則は、本会会則第25条に基づき、役員、会員等が活動・目的達成のため、出張する場合の旅費支給に關し必要な事項を定める。

第2条 本会役員、運営委員、評議員、会員が本会の用務及び諸会議や研究大会、研修会等に参加するときは、予算の範囲において旅費を支給する。

2 支給に際しては、別途定める所定の手続きを行い支給する。

第3条 旅費は、交通費、宿泊費、参加費、日当等の実費及び涉外費とする。

第4条 下記の研究大会や諸会議、委員会活動への旅費は次のとおりとする。

2 全国高等学校 P T A 連合会大会及び九州地区高等学校 P T A 連合会大会への派遣について。

|                  |                      |
|------------------|----------------------|
| (1) 交通費          | 大会要項に基づく（ただし最短日程とする） |
| (2) 宿泊費          |                      |
| (3) 参加費          |                      |
| (4) 日当 2,000円    |                      |
| (5) 涉外費 5,000円/人 |                      |

3 沖縄県高等学校 P T A 研究大会及びその他、県内研修会への派遣について。

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| (1) 交通費 | 実費支給                       |
| (2) 宿泊費 | 実費支給（大会要項・要項に基づく又、最短日程とする） |
| (3) 参加費 | 大会要項・要項に基づく                |
| (4) 日当  | 2,000円（ただし最短日程とする）         |

4 役員会、運営委員会、評議員会、各種委員会への参加交通費について。

(1) 学校を起点とし、直線距離で10kmまでは1,000円、10km以上20km以内は1,500円とし以後、10kmごとに500円加算する。ただし70km以上は一律4,500円とする。

(2) 職員の夜間街頭巡回活動等、校外で P T A 活動を行う場合1,000円支給する。

第5条 本細則に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

## 附則

- 1 本細則は、平成 7年5月20日より実施する。
- 2 平成 9年5月18日一部改正
- 3 平成10年5月16日一部改正
- 4 平成18年5月14日一部改正
- 5 平成26年5月18日一部改正
- 6 平成29年5月 6日一部改正

# 沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A 生徒指導費規定

## (目的)

第1条 この規定は、沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A 生徒指導費規定（以下「本規定」という）と称し、本会会則第25条に基づき、本校の生徒指導に係る指導及び教育環境の整備に関し必要な事項を定める。

## (経費)

第2条 本規定は、総会の承認を経た金額をもって充てる。

- (1) P T A会費のうち、生徒指導費（年額 400円）。
- (2) 寄付金、銀行利息等雑収入。

## (管理)

第3条 本規定に属する現金は、金融機関への預金を原則とする。

- 2 本経費の支出に際しては、別途定める所定の手続きを行い支給する。

## (運用)

第4条 本経費は、第1条の目的に反しない限りにおいて、PTA副会長（副校长または教頭）に一任する。

- 2 本規定に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

## (委任)

第5条 本規定の改廃は、本会会則に反しない限りにおいて、評議員会の議決をもって定めることができる。

## 附則

- 1 本規定は、平成25年5月2日より実施する。
- 2 平成26年5月18日一部改正
- 3 平成29年5月 6日一部改正

# 沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A図書館運営費規定

## (目的)

第1条 この規定は、沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A図書館運営費規定(以下「本規定」という)と称し、本会会則第25条に基づき、本校の生徒が使用する書籍・機関誌等の充実及び教育環境の整備に関し必要な事項を定める。

## (経費)

第2条 本規定は、総会の承認を経た金額をもって充てる。

- (1) P T A会費のうち、図書館運営費(年額 本科 350円、専攻科 350円、専攻科3年 175円)。
- (2) 寄付金、銀行利息等雑収入。

## (管理)

第3条 本規定に属する現金は、金融機関への預金を原則とする。

- 2 本経費の支出に際しては、別途定める所定の手続きを行い支給する。

## (運用)

第4条 本経費は、第1条の目的に反しない限りにおいて、PTA副会長(副校长または教頭)に一任する。

- 2 本規定に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

## (委任)

第5条 本規定の改廃は、本会会則に反しない限りにおいて、評議員会の議決をもって定めることができる。

## 附則

- 1 本規定は、平成29年5月 6日より実施
- 2 平成30年4月28日一部改正

# 沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A 進路指導費規定

## (目的)

第1条 この規定は、沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A 進路指導費規定（以下「本規定」という）と称し、本会会則第25条に基づき、本校生徒の進路指導の充実及び教育環境の整備に関し必要な事項を定める。

## (経費)

第2条 本規定は、総会の承認を経た金額をもって充てる。

- (1) P T A会費のうち、進路指導費（年額 1,500円）。
- (2) 寄付金、銀行利息等雑収入。

## (管理)

第3条 本規定に属する現金は、金融機関への預金を原則とする。

- 2 本経費の支出に際しては、別途定める所定の手続きを行い支給する。

## (運用)

第4条 本経費は、第1条の目的に反しない限りにおいて、PTA副会長（副校长または教頭）に一任する。

- 2 本規定に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

## (委任)

第5条 本規定の改廃は、本会会則に反しない限りにおいて、評議員会の議決をもって定めることができる。

## 附則

- 1 本規定は、平成29年5月6日より実施

# 沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A 生徒派遣費規定

## (目的)

第1条 この規定は、沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A 生徒派遣費規定（以下「本規定」という）と称し、本会会則第25条に基づき、県内及び県外で高等学校教育の一環として行われる、教育的諸行事への本校生徒派遣に関し必要な事項を定める。

## (派遣)

第2条 本校生徒の派遣は、沖縄県高等学校体育連盟（各競技団体含む）・沖縄県高等学校文化連盟（各協会含む）・沖縄県高等学校野球連盟の主催・共催する競技会・大会等とする。

第3条 県内大会派遣への回数及び要する費用の算定は次のとおりとする。

- (1) 各生徒への派遣費支出は、年4回とする。
- (2) 生徒派遣人数は、大会要項の登録人数とする。
- (3) 交通費は、学校から会場までの、登録人数分往復バス賃の日数分とする、ただし学校車を使用した場合は認めない。
- (4) 離島大会の航空運賃又は船賃、宿泊費等の費用は、大会要項に準ずる。
- (5) 離島大会の派遣日数は大会前日から大会終了の翌日迄とする、ただし試合が早く終了した場合は、速やかに帰る。

第4条 県外大会派遣への回数及び要する費用の算定は次のとおりとする。

- (1) 各生徒への派遣費支出は、年4回とする。
- (2) 生徒派遣人数は、大会要項の登録人数とする。
- (3) 航空運賃、宿泊費等の費用は、大会要項に準ずる。
- (4) 派遣日数は大会前日から大会終了の翌日迄とする、ただし試合が早く終了した場合は、速やかに帰沖する。
- (5) 現地での交通費は、鉄道、バス等の実費とする。
- (6) 本規定の負担は、航空運賃、宿泊費、交通費の総額の5割とする。

## (登録料・参加料)

第5条 大会の登録料・参加料及び出品料等は、大会要項に準じ支する。

## (経費)

第6条 本規定は、総会の承認を経た金額をもって充てる。

- (1) P T A会費のうち、生徒派遣費（月額1,000円）。
- (2) 寄付金、銀行利息等雑収入。

## (管理)

第7条 本規定に属する現金は、金融機関への預金を原則とする。

- 2 本経費の支出に際しては、別途定める所定の手続きを行い支給する。

(運用)

第8条 本経費は、第1条の目的に反しない限りにおいて、PTA副会長（副校长または教頭）に一任する。

2 本規定に定めのない事項で、軽微な事項や、緊急性を要する事項、臨時・偶発的な事項などについては、その都度役員会で決定する。

(委任)

第9条 本規定の改廃は、本会会則に反しない限りにおいて、評議員会の議決をもって定めることができる。

附則

1 本規定は、平成29年5月6日より実施

# 沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A会則

## 第 1 章 総 則

### (名称、事務局)

第1条 この会は、沖縄県立沖縄水産高等学校 P T A（以下「本会」という）と称し、事務局を沖縄県立沖縄水産高等学校内におく。

### (目的)

第2条 本会は、沖縄県立沖縄水産高等学校の教育目標達成のため、学校・家庭・地域との連携を密にし、広く教育の振興を図り、会員の研修・親睦を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 生徒の学習活動及び生徒指導に関すること。
- (2) 生徒の体育・文化活動の振興に関すること。
- (3) 生徒及び会員の福利厚生に関すること。
- (4) 会員の研修及び親睦に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な活動

### (会員)

第4条 本会は、次の者をもって会員とする。

- (1) 沖縄県立沖縄水産高等学校に在籍する生徒の保護者及び職員。
- (2) 本会の目的に賛同し、発展を援助するもの。

## 第 2 章 機 関

### (機関)

第5条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 運営委員会
- (4) 各種委員会
- (5) 役員会

### (会議)

第6条 会議における決定は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集し、毎年1回5月に開催する。ただし、会長または評議員の1/4以上が必要と認めたときには臨時に開催することができる。

2 緊急且つやむを得ない場合は、評議員会をもって総会に代えることができる。ただし、この場合、次期の総会において報告しなければならない。

3 総会の議事は、会員の中から若干名を議長団として選出し、議案の審議を行う。

第8条 総会は次の事項を行なう。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業及び決算の報告
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 会長・副会長・監事の承認
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項の承認

(評議員会)

第9条 評議員会は、会長が必要と認めたとき、または運営委員の過半数以上が必と認めたとき隨時開催することができる。

2 評議員会は、評議員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。

3 評議員会は、役員、運営委員、評議員で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提案する議案
- (2) 予算の補正に関する事項
- (3) 会長・副会長・監事の選出
- (4) 各種委員会並びに会員から提示された事案
- (5) 細則の改正と承認
- (6) その他必要な事項

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、隨時開くことができる。

2 運営委員会は、会長、副会長、幹事、各種委員長・副委員長(T)で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会及び評議員会において決議され付託された事項
- (2) 緊急事項の処理
- (3) その他、本会運営上必要な事項

(各種委員会)

第11条 各種委員会は、総会及び評議員会の決定事項の執行にあたり、各委員長が必要と認めたとき、隨時開催することができる。

2 各種委員会の組織及び分掌は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
    - ①予算案、事業計画に関すること
    - ②学校教育の支援
    - ③会員の親睦・資質の向上に関すること
  - (2) 広報委員会
    - ①本会の広報活動に関すること・PTA新聞の発行
  - (3) 生徒指導委員会
    - ①生徒の生活指導・及び福祉に関すること
  - (4) 環境保健委員会
    - ①学校施設の整備、環境美化及び健康・安全に関すること
  - (5) 母親委員会
    - ①家庭における基本的生活習慣・教育力の確立
    - ②会員の資質向上に関すること
  - (6) 進路指導委員会
    - ①生徒の進路に関すること
- 3 各種委員会に委員長1名をおき、副委員長を若干名(うち1名は教諭)おく。

### 第3章 役員及び評議員、運営委員、各種委員

#### (役員)

第12条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 顧問 1名 (校長)
- (2) 会長 1名 (保護者)
- (3) 副会長 4名 (うち1名は副校長または教頭)
- (4) 監事 3名 (保護者2名、学校職員1名)
- (5) 幹事 4名 (事務長、学校職員2名、総務委員長)
- (6) 事務職 1名

#### (役員の任務)

第13条 役員の任務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 顧問は、本会の運営について指導・助言にあたる。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議を召集する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (4) 監事は、本会の会計を10月・4月に監査し、その結果を評議員会及び総会に報告する。
- (5) 幹事は、本会の庶務を掌る。
- (6) 事務職は、本会の会計を掌り、幹事を補佐する。

(役員の選出)

第14条 役員の選出は、次の方法により行う。

- (1) 会長・副会長・監事は、評議員会において会員の中から選出し総会の承認を得る。
- (2) 幹事は、会長がこれを委嘱する。
- (3) 事務職は、会長がこれを任命し雇用する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員によって補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第1項の規定にかかわらず、後任者の就任までその職務を行うものとする。

(評議員)

第16条 評議員は次の各号に掲げる者をあてる。

- (1) 保護者の中からクラス単位に2名以上選出された者、及び役員の推薦する者
- (2) 本校職員の代表
  - ① クラス担任
  - ② 各部の代表及び学年部（原則として部長）なお、各部の代表及び学年部の委員会の所属は、次のとおり。

|            |                |
|------------|----------------|
| イ. 総務委員会   | 学年部（2名）        |
| ロ. 広報委員会   | 情報管理部長、図書視聴覚部長 |
| ハ. 生徒指導委員会 | 生徒指導部長、教育相談    |
| ニ. 環境保健委員会 | 環境保健部長、寮務部長    |
| ホ. 母親委員会   | 女性職員（若干名）      |
| ヘ. 進路指導委員会 | 進路指導部長、学年部（1名） |
- 2 評議員の任務は、第9条1項の評議員会を構成し、第9条3項の内容について審議する。
- 3 評議員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(運営委員)

第17条 運営委員は次の者をあてる。

- (1) 各種委員会の委員長
- (2) 各種委員会の学校職員副委員長
- 2 運営委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(各種委員)

第18条 各種委員は次の者をあてる。

- (1) 保護者のうち、第16条1項1号において選出された者
- (2) 学校職員のうち、第16条1項2号において選出された者
- (3) その他役員の推薦する者

## 第 4 章 会 計

### (経費)

第19条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもってこれにあてる。

### (会費)

第20条 会費は、一世帯あたり月額500円とする。ただし、必要に応じて他の経費を徴収する事ができる。

- 2 本校職員が本校の保護者である場合は、保護者としての会費のみを納入する。
- 3 兄弟姉妹が在籍する場合は、入学年度の遅い者一人分のみ会費徴収対象とする。
- 4 別途会計は次の通りとし、細則は別に定める。
  - ① 生徒派遣費（月額 1,000円）
  - ② 進路指導費（年額 1,500円）
  - ③ 図書館運営費（年額 本科 600円、専攻科 350円）
  - ④ 生徒指導費（年額 400円）

### (会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

### (会計報告)

第22条 本会の会計は、毎年監事の監査を受け、評議員会を経て総会に報告し承認を得なければならない。

### (帳簿)

第23条 本会には次の諸帳簿をおく。

- (1) 会則・細則
- (2) 会員名簿及び役員名簿
- (3) 会計に関する帳簿、帳票類
- (4) 諸記録簿
- (5) その他本会の会務に関する書類

2 本会の総会資料は永久保存とする。他の諸帳簿の保管期限は五年間とする。

### (帳簿の公開)

第24条 本会の会員が帳簿の公開を求めた場合は、次に掲げる諸帳簿について公開しなければならない。

- (1) 会計に関する帳簿、帳票類
- (2) 諸記録簿
- (3) その他本会の会務に関する書類

## 第 5 章 委任事項

第25条 本会の運営に関し必要な規定及び細則の制定・改廃は、本会則に反しない限りにおいて、評議員会の議決をもって定めることができる。制定内容については、次期の総会において報告する。

### 附 則

- 1 本会則は、昭和33年4月1日から施行する。
- 2 平成 7年5月20日一部改正
- 3 平成 8年5月19日一部改正
- 4 平成 9年5月18日一部改正
- 5 平成10年5月16日一部改正
- 6 平成12年5月20日一部改正
- 7 平成14年5月23日一部改正
- 8 平成21年5月17日一部改正
- 9 平成22年5月16日一部改正
- 10 平成26年5月18日一部改正
- 11 平成27年7月16日一部改正
- 12 平成29年5月 6日一部改正